

平成20年3月5日

第37回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. オリサストロビン

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

魚介類に対する残留農薬基準の設定要請があり、平成20年1月11日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

各種試験結果から、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

発がん性試験では、十二指腸（ラット、マウス）及び甲状腺（ラット）で腫瘍が認められたが、いずれも発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の 5.2 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.052 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

2. ジメトモルフ

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（みかん）があり、平成19年11月27日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

各種試験結果から、神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間発がん性試験の 11.3 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.11 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

3. ベンチアバリカルブイソプロピル

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（なす、キャベツ等）があり、平成19年12月18日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

各種試験結果から、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

発がん性試験では、肝臓（ラット及びマウス）、子宮（ラット）、甲状腺（マウス）に腫瘍の増加が認められたが、いずれも発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の6.9 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.069 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

4. ベンフレセート

（1）用途

除草剤

（2）審議の経緯

魚介類に対する残留農薬基準の設定要請があり、平成19年10月12日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第17回総合評価第二部会においてADIが決定した。

（3）評価の概要

各種試験結果から、ベンフレセート投与による影響は、主に腎臓に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.63 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.026 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。